

## 議案第 1 号

### 令和 7 年度船橋市一般会計補正予算

令和 7 年度船橋市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 3 1 2, 8 9 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 5 8, 1 1 2, 8 9 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 7 月 1 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
60 国庫支出金		51,957,000	696,555	52,653,555
	15 国庫補助金	9,530,310	696,555	10,226,865
80 繰入金		7,293,600	582,372	7,875,972
	10 基金繰入金	7,088,600	582,372	7,670,972
90 諸収入		9,539,500	1,263	9,540,763
	35 雑入	5,662,770	1,263	5,664,033
95 市債		17,066,200	32,700	17,098,900
	10 市債	17,066,200	32,700	17,098,900
歳 入 合 計		256,800,000	1,312,890	258,112,890

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15	総務費	22,858,800	692,359	23,551,159
	10 総務管理費	18,041,560	692,359	18,733,919
20	民生費	124,277,200	995	124,278,195
	15 児童福祉費	62,441,550	995	62,442,545
25	衛生費	18,552,400	575,488	19,127,888
	10 保健衛生費	11,244,200	575,488	11,819,688
45	土木費	26,672,500	148	26,672,648
	30 都市計画費	17,525,070	148	17,525,218
55	教育費	30,657,000	43,900	30,700,900
	15 小学校費	3,874,130	43,900	3,918,030
歳 出 合 計		256,800,000	1,312,890	258,112,890

第2表 繰越明許費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額
55 教育費	35 社会教育費	図書館管理運営事業	27,110

### 第3表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
海神南小学校エレベーター整備費	令和7年度～令和8年度	66,078千円

## 第4表 地方債補正

(変 更)

(単位:千円)

起債の目的	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
小学校建設事業	866,000	32,700	898,700

(単位:千円)

起債全体計	限 度 額		
	補正前の額	補正額	計
	17,066,200	32,700	17,098,900

## 議案第 2 号

### 令和 7 年度船橋市公共用地先行取得事業特別会計補正予算

令和 7 年度船橋市の公共用地先行取得事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 9 3, 7 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 7 1, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 7 年 7 月 1 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20 市債		0	293,700	293,700
	10 市債	0	293,700	293,700
歳 入 合 計		478,000	293,700	771,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 公共用地先行取得事業費		0	293,700	293,700
	10 公共用地先行取得事業費	0	293,700	293,700
歳出合計		478,000	293,700	771,700

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業	293,700	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。

議案第3号

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

船橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年船橋市条例第55号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表 その1			別表 その1		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 削除			1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは高額障害児通所給付費の支給に関する情報、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による

精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の家賃若しくは敷金に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付

関係情報」という。)、  
児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)  
による児童扶養手当  
の支給に関する情報  
(以下「児童扶養手当  
関係情報」という。)、  
母子及び父子並びに  
寡婦福祉法(昭和39  
年法律第129号)によ  
る資金の貸付け若し  
くは給付金の支給に  
関する情報、特別児  
童扶養手当等の支給  
に関する法律(昭和  
39年法律第134号)に  
よる特別児童扶養手  
当、障害児福祉手当  
若しくは特別障害者  
手当若しくは国民年  
金法等の一部を改正  
する法律(昭和60年  
法律第34号)附則第  
97条第1項の福祉手  
当の支給に関する情  
報、母子保健法(昭和  
40年法律第141号)に  
よる養育医療の給付  
若しくは養育医療に  
要する費用の支給に  
関する情報、児童手  
当法(昭和46年法律  
第73号)による児童  
手当若しくは特例給  
付の支給に関する情  
報(以下「児童手当関  
係情報」という。)、  
中国残留邦人等の円  
滑な帰国の促進並び  
に永住帰国した中国

残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)による費用の負担若しくは療養費の支給に関する情報(以下「感染症療養費支給等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給若しくは地域生活支援事業の実施に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情

					報、遺児手当の支給に関する情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する情報、補装具利用者負担額補助金の交付に関する情報、ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報、小児指定疾病医療費の助成に関する情報又はグループホーム等の家賃の補助に関する情報であって規則で定めるもの		
2	市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2	市長	遺児手当の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3	市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害	3	市長	重度心身障害者医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

者保健福祉手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)、地方税関係情報、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給に関する情報、生活に困窮する外国

支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又はひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

		人に対する生活保護の措置に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)又はひとり親家庭等医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
4及び5 (略)	(略)	(略)
6 市長	補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>介護保険法(平成9年法律第123号)</u> による保険給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「 <u>介護保険給付等関係情報</u> 」という。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)</u> による <u>児童扶養手当の支給に関する情報</u> (以下「 <u>児童扶養手当関係情報</u> 」とい

4及び5 (略)	(略)	(略)
6 市長	補装具利用者負担額補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、 <u>介護保険給付等関係情報</u> 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
7 市長	ひとり親家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報、外国

		う。)、特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報又は子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの			人生活保護関係情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報又は子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
8 (略)	(略)	(略)	8 (略)	(略)	(略)
9 市長	小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法(昭和22年法律第164号)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は子ども医療費の助成に関する情報であっ	9 市長	小児指定疾病医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、外国人生活保護関係情報又は子ども医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの

		て規則で定めるもの
10 (略)	(略)	(略)

その2

機関	事務	特定個人情報
1～3の3 (略)	(略)	(略)
4 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 (略)	(略)	(略)
6 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による高額障害児通所給付費の支給に関する情報、地方税関係情報、 <u>公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅(同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)</u> の家賃若しくは敷金に関する情報(以下「公営住宅関

10 (略)	(略)	(略)

その2

機関	事務	特定個人情報
1～3の3 (略)	(略)	(略)
4 市長	予防接種法(昭和23年法律第68号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	<u>障害者関係情報</u> 、生活保護関係情報、医療保険給付関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5 (略)	(略)	(略)
6 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による高額障害児通所給付費の支給に関する情報、障害者関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>公営住宅関係情報</u> 、 <u>感染症療養費支給等関係情報</u> 、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実

		<p>係情報」という。)、  <u>感染症の予防及び感          染症の患者に対する          医療に関する法律          (平成10年法律第114          号)による費用の負          担若しくは療養費の          支給に関する情報          (以下「感染症療養費          支給等関係情報」と          いう。)</u>、障害者の日          常生活及び社会生活          を総合的に支援する          ための法律による地          域生活支援事業の実          施に関する情報、外          国人生活保護関係情          報、遺児手当の支給          に関する情報、重度          心身障害者医療費の          助成に関する情報、          障害者等日常生活用          具取付費用助成金の          支給に関する情報、          補装具利用者負担額          補助金の交付に関す          る情報、ひとり親家          庭等医療費の助成に          関する情報、子ども          医療費の助成に関す          る情報、小児指定疾          病医療費の助成に関          する情報又はグルー          プホーム等の家賃の          補助に関する情報で          あって規則で定める          もの</p>		<p>施に関する情報、外          国人生活保護関係情          報、遺児手当の支給          に関する情報、重度          心身障害者医療費の          助成に関する情報、          障害者等日常生活用          具取付費用助成金の          支給に関する情報、          補装具利用者負担額          補助金の交付に関す          る情報、ひとり親家          庭等医療費の助成に          関する情報、子ども          医療費の助成に関す          る情報、小児指定疾          病医療費の助成に関          する情報又はグルー          プホーム等の家賃の          補助に関する情報で          あって規則で定める          もの</p>
<p>6の2 市          長</p>	<p>生活に困          窮する外</p>	<p>児童福祉法による高          額障害児通所給付費</p>		



	律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	情報であって規則で定めるもの		律第133号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
11の2 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		11の2 市長	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって規則で定めるもの
12 削除				12 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給
					障害者関係情報であって規則で定めるもの

					に関する 事務であ って規則 で定める もの
13 市長	特別児童 扶養手当 等の支給 に関する 法律によ る障害児 福祉手当 若しくは 特別障害 者手当又 は国民年 金法等の 一部を改 正する法 律附則第 97条第1 項の福祉 手当の支 給に關す る事務で あって規 則で定め るもの	障害児福祉手当及び 特別障害者手当の支 給に関する省令(昭和50年厚生省令第34号)第1条に規定する 他の法令に規定する 施設の入所に関する 情報、同省令第14条 に規定する他の法令 に規定する施設の入 所に関する情報又は 重度心身障害者医療 費の助成に関する情 報であって規則で定 めるもの	13 市長	特別児童 扶養手当 等の支給 に関する 法律によ る障害児 福祉手当 若しくは 特別障害 者手当又 は国民年 金法等の 一部を改 正する法 律附則第 97条第1 項の福祉 手当の支 給に關す る事務で あって規 則で定め るもの	障害者関係情報、障 害児福祉手当及び特 別障害者手当の支給 に関する省令(昭和 50年厚生省令第34 号)第1条に規定する 他の法令に規定する 施設の入所に関する 情報、同省令第14条 に規定する他の法令 に規定する施設の入 所に関する情報又は 重度心身障害者医療 費の助成に関する情 報であって規則で定 めるもの
14 市長	母子保健 法(昭和 40年法 律第141 号)によ る養育医 療の給付 若しくは 養育医療 に要する 費用の支	(略)	14 市長	母子保健 法による 養育医療 の給付若 しくは養 育医療に 要する費 用の支給 又は費用 の徴収に 關する事	(略)

	給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの			務であって規則で定めるもの	
14の2 市長	母子保健法によるこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは障害児通所支援若しくは保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報、予防接種法による予防接種の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、<u>児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第12条の規定による改正前の児童手当法附則第2条第1項の給付の支</u></p>	14の2 市長	母子保健法によるこども家庭センターの事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	<p>児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは障害児通所支援若しくは保育所における保育の実施若しくは措置に関する情報、予防接種法による予防接種の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、<u>児童手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育ての</u></p>

		<p>給に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)による特定医療費の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報又は小児指定疾病医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>ための施設等利用給付の支給に関する情報、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する情報、外国人生活保護関係情報、ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報又は小児指定疾病医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの</p>
14の3 (略)	(略)	(略)	14の3 (略)	(略)	(略)
15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残	児童福祉法による高額障害児通所給付費の支給に関する情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、感染症療養費支給等関係情報、障害者の	15 市長	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残	児童福祉法による高額障害児通所給付費の支給に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅関係情報、感染症療養費支給等関

	留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、外国人生活保護関係情報、遺児手当の支給に関する情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する情報、補装具利用者負担額補助金の交付に関する情報、ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報、小児指定疾病医療費の助成に関する情報又はグループホーム等の家賃の補助に関する情報であって規則で定めるもの		留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支給又は配偶者支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの	係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、外国人生活保護関係情報、遺児手当の支給に関する情報、重度心身障害者医療費の助成に関する情報、障害者等日常生活用具取付費用助成金の支給に関する情報、補装具利用者負担額補助金の交付に関する情報、ひとり親家庭等医療費の助成に関する情報、子ども医療費の助成に関する情報、小児指定疾病医療費の助成に関する情報又はグループホーム等の家賃の補助に関する情報であって規則で定めるもの
16～17 (略)	(略)	(略)	16～17 (略)	(略)	(略)
18 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設	生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	18 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設	生活保護関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 、 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付け</u> 、 <u>便宜の供与若しくは給付金の支給に関する情報</u> 、 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 又は外国人生活保護関係

	等利用給 付の支給 又は地域 子ども・ 子育て支 援事業の 実施に関 する事務 であって 規則で定 めるもの		等利用給 付の支給 又は地域 子ども・ 子育て支 援事業の 実施に関 する事務 であって 規則で定 めるもの	情報であって規則で 定めるもの
19 (略)	(略)	(略)	19 (略)	(略)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、個人番号の利用について、所要の改正を行う等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第4号

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年船橋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第18条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等及び地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定す</p>	<p>(介護休暇)</p> <p>第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(子育て部分休暇)</p> <p>第15条の3 子育て部分休暇は、職員(育児短時間勤務職員等を除く。)が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3</p>

る部分休業の承認を受けている職員を除く。)が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために次の各号のいずれかの時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

(1) 1日につき2時間

(2) 1年につき77時間30分(1年の期間において既に地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業の承認を受けている職員にあっては、1年につき77時間30分から当該部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)

3 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第18条の2 任命権者は、職員の育児休業等に関する条例(平成4年船橋市条例第7号)第25条の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資

月31日までの間にある子(民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。)を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 子育て部分休暇の時間は、子を養育するために1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 (略)

する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下「請求等」という。)に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 職員の育児休業等に関する条例第25条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員(以下この項において「対象職員」という。)に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「育児期両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等)

<p>第18条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</p>	
<p>2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。 (勤務環境の整備に関する措置)</p>	
<p>第18条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 職員に対する介護両立支援制度等に 係る研修の実施</p> <p>(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</p> <p>(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置</p>	
<p>附 則 (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p>	<p>附 則 (職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p>
<p>第3条 職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p>	<p>第3条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第15条の3

第2項第2号の規定の適用については、同号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

## 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正にならい、子育て部分休暇制度の拡充を図るため、所要の改正を行うとともに、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正にならい、職員の意向確認等について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第5号

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

職員の育児休業等に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年船橋市条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(第1号部分休業の承認)</p> <p>第22条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)</u>の承認は、30分を単位として行うものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条(これらの規定を育児休業法第17条において準用する場合を含む。)、第17条並びに第19条第1項及び第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部分休業の承認)</p> <p>第22条 <u>部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)</u>の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うもの</u>とする。</p>

2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定による育児時間についての特別休暇又は同条例第15条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休業の承認を受けている職員については、第1号部分休業を承認しないものとする。

(第2号部分休業の承認)

第22条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であつて、当該勤務時間の全てについて承認の請求があつたとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であつて、当該残時間数の全てについて承認の請求があつたとき 当該残時間数

2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第1項に規定する子育て部分休業の承認を受けている職員については、第2号部分休業を承認しないものとする。

(育児休業法第19条第2項の条例で定める

2 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条の規定による育児時間についての特別休暇、同条例第15条の2第1項の規定による介護時間又は同条例第15条の3第1項の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

1年の期間)

第22条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第22条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分  
(前条に規定する1年の期間において既に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の3第2項第2号に掲げる範囲内で同条第1項に規定する子育て部分休暇の承認を受けている職員にあっては、1年につき77時間30分から当該子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間)

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に規則で定める数を乗じて得た時間  
(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第22条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が育児休業法第19条第1項に

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第23条 職員が部分休業の承認を受けて勤

規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第25条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例第17条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、一般職の職員の給与に関する条例第25条の3に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 育児休業法第19条第3項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 部分休業をしている職員について当該部分休業に係る子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。
- (2) 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成21年船橋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をす</p>	<p>(給与の減額) 第20条 (略) 2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため1日の勤務時間の<u>一部(2時間を超えない範囲内の時間)に限る。</u>)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。))の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)、介護時間(当</p>

るため、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

該職員が要介護者の介護をするため、管理者が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は子育て部分休暇(当該職員が小学校就学の始期から満9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子その他これに準ずる者として管理者が指定する者を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合における第1条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第22条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

#### 理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業制度の拡充を図るため、所要の定めをする等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第6号

船橋市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、<u>扶養控除額又は特定親族特別控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところ</p>	<p>(所得控除)</p> <p>第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額<u>又は扶養控除額</u>を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の6 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは<u>金銭</u>を支出した場合には、同項に</p>

るにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(8) (略)

(9) 所得税法第78条第2項第4号に掲げる寄附金のうち、公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条又は附則第4条第1項の規定により千葉県知事の認可を受けた同法第2条第1項第1号に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金

(10) (略)

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90

規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)～(8) (略)

(9) 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託(千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。)の信託財産とするために支出した金銭であって、同項の規定により特定寄附金とみなされるもの

(10) (略)

2 (略)

(市民税の申告)

第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が90

0万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

0万円以下であるものに限る。)の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 (略)

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第36条の3の2 (各号列記以外の部分略)

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるも

のを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

のを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)及び(2) (略)

(3) 扶養親族の氏名

(4) (略)

2～5 (略)

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))の規定によりみなして適用する場合を含む。))の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係

る公益法人等とみなされる法人を含む。)  
を同条第3項に規定する贈与又は遺贈  
を行った個人とみなして、令附則第3条の2  
の3で定めるところにより、これに同項に  
規定する財産(同法第40条第6項から第11  
項までの規定により特定贈与等に係る財  
産とみなされる資産を含む。)に係る山林  
所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の  
金額に係る市民税の所得割を課する。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準  
の特例)

第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第92  
条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売  
渡し若しくは消費等(次項において「売渡  
し等」という。)が行われた加熱式たばこ  
(第92条第1号オに掲げる加熱式たばこを  
いい、第93条の2の規定により製造たばこ  
とみなされるものを含む。以下この条にお  
いて同じ。)に係る第94条第1項の製造たば  
この本数は、同条第3項の規定にかかわら  
ず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応  
じ、当該各号に定める方法により換算した  
紙巻たばこ(第92条第1号アに掲げる紙巻  
たばこをいう。以下この項及び次項におい  
て同じ。)の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号  
に規定する葉たばこをいう。)を原料の  
全部又は一部としたものを紙その他こ  
れに類する材料のもので巻いた加熱式  
たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は  
一部としたものを施行規則附則第8条の  
4の2に規定するところにより直接加熱  
することによって喫煙の用に供される  
ものに限る。) 当該加熱式たばこの重  
量(フィルターその他の施行規則附則第  
8条の4の3に規定するものに係る部分  
の重量を除く。以下この項から第3項ま  
でにおいて同じ。)の0.35グラムをもっ  
て紙巻たばこの1本に換算する方法。た  
だし、当該加熱式たばこの1本当たりの

重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

(1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

(2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第93条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第34条の2、第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに次条（第5項を除く。）の規定 令和8年1月1日
- (2) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第3条の規定 令和8年4月1日
- (3) 第34条の6第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定並びに次条第5項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

### (市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の船橋市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の2及び第36条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第36条の3の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の船橋市市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第36条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第36条の3の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」とい

う。)について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 5 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前条第3号に掲げる規定による改正後の船橋市市税条例第34条の6第1項（第9号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「のうち、」とあるのは「のうち」と、「関連する寄附金」とあるのは「関連する寄附金又は所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託（千葉県知事又は千葉県教育委員会が主務官庁の権限に属する事務を行う公益信託であるものに限る。）の信託財産とするために支出した金銭であって同項の規定により特定寄附金とみなされるもの」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、船橋市市税条例第92条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第94条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

- (1) 船橋市市税条例第94条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数
- (2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

- 3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 理 由

地方税法の一部改正に伴い、所得控除等について、所要の改正を行う等の必要がある。  
これが、この条例案を提出する理由である。

議案第7号

船橋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

船橋市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年船橋市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 (各号列記以外の部分略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,200円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p>
<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消</p>	<p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、消</p>

防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,900</u>	円 <u>13,700</u>	円 <u>14,500</u>
分団長及び副分団長	円 <u>11,300</u>	円 <u>12,100</u>	円 <u>12,900</u>
部長・班長及び団員	円 <u>9,700</u>	円 <u>10,500</u>	円 <u>11,300</u>

備考 (略)

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の船橋市消防団員等公務災害補償条例（以

防団員又は消防作業従事者等(以下「消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等については、前項の規定による金額に、第1号又は第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円をそれぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) (略)

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表

補償基礎額表

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	円 <u>12,500</u>	円 <u>13,350</u>	円 <u>14,200</u>
分団長及び副分団長	円 <u>10,800</u>	円 <u>11,650</u>	円 <u>12,500</u>
部長・班長及び団員	円 <u>9,100</u>	円 <u>9,950</u>	円 <u>10,800</u>

備考 (略)

下「新条例」という。)第5条第2項及び第3項(同項第2号に該当する扶養親族についての加算に係る部分に限る。)の規定並びに別表の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 新条例第5条第2項及び第3項(同項第2号に該当する扶養親族についての加算に係る部分に限る。)の規定並びに別表の規定は、令和7年4月1日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由の生じた船橋市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項の補償(以下「補償」という。)並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に掲げる傷病補償年金、同条第4号アに掲げる障害補償年金及び同条第6号アに掲げる遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた補償(傷病補償年金等を除く。)及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

3 新条例第5条第3項の規定(同項第2号に該当する扶養親族についての加算に係る部分を除く。)は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた補償(傷病補償年金等を除く。)及び施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(補償の内払)

4 改正前の船橋市消防団員等公務災害補償条例(以下「旧条例」という。)第5条第2項及び第3項並びに別表の規定に基づき、適用日から施行日の前日までの間に、新条例の適用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく補償は、新条例による補償の内払とみなす。

## 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額について、所要の改正等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

船橋市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地域包括支援センター条例の一部を改正する条例

船橋市地域包括支援センター条例（平成18年船橋市条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
(設置、名称及び位置) 第2条 (略) 2 (表以外の部分略)		(設置、名称及び位置) 第2条 (略) 2 (表以外の部分略)	
名称	位置	名称	位置
(略)	(略)	(略)	(略)
船橋市南部地域包括支援センター	船橋市湊町2丁目8番11号	船橋市南部地域包括支援センター	船橋市湊町2丁目10番25号(船橋市役所内)
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和7年8月25日から施行する。

理 由

南部地域包括支援センターを移転するについて、その位置を変更する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第9号

船橋市地域活動支援センター条例及び船橋市身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地域活動支援センター条例及び船橋市身体障害者福祉ホーム条例の一部を改正する条例

(船橋市地域活動支援センター条例の一部改正)

第1条 船橋市地域活動支援センター条例(平成17年船橋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第28項に規定する地域活動支援センター(法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。))の利用に係るものに限る。以下同じ。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (業務) 第3条 (各号列記以外の部分略) (1) 法第5条第19項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業 (2)及び(3) (略)	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第27項に規定する地域活動支援センター(法第4条第1項に規定する精神障害者(以下「精神障害者」という。))の利用に係るものに限る。以下同じ。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。 (業務) 第3条 (各号列記以外の部分略) (1) 法第5条第18項に規定する一般相談支援事業及び特定相談支援事業 (2)及び(3) (略)

(船橋市身体障害者福祉ホーム条例の一部改正)

第2条 船橋市身体障害者福祉ホーム条例(平成17年船橋市条例第19号)の一部を次

のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第29項に規定する福祉ホーム(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。))第4条に規定する身体障害者の利用に係るものに限る。以下「身体障害者福祉ホーム」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第28項に規定する福祉ホーム(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。))第4条に規定する身体障害者の利用に係るものに限る。以下「身体障害者福祉ホーム」という。)の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>

#### 附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

#### 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、規定の整備を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第10号

船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松 戸 徹

### 船橋市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定に基づき条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号。以下「府令」という。）に定める基準の例による。

(最低基準の向上)

第4条 前条の規定によりその例によることとされる府令第3条第1項の規定の適用については、同項中「その管理に属する法第8条第4項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」とあるのは、「船橋市社会福祉審議会条例（平成14年船橋市条例第56号）第1条に規定する船橋市社会福祉審議会」とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準について、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第11号

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成13年船橋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表第1 適用区域			別表第1 適用区域		
名称	区域		名称	区域	
(略)	(略)		(略)	(略)	
さつき台 地区地区 整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の 規定により告示されたさつ き台地区地区計画において、 地区整備計画が定められた 区域				
市場1丁目 地区地区 整備計画 区域	都市計画法第20条第1項の 規定により告示された市場1 丁目地区地区計画において、 地区整備計画が定められた 区域				
別表第2 建築物の用途の制限			別表第2 建築物の用途の制限		
(あ)	(い)	(う)	(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築してはならない 建築物	区域	地区	建築してはならない 建築物
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
さつき台 地区地区		次に掲げる建築物 以外のもの。ただし、			

<p>整備計画 区域</p>		<p>船橋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例(令和7年船橋市条例第 号)の施行の際現に存し、又は建築中の建築物の敷地内で、当該建築物と同じ用途に供する建築物を建築する場合には、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一戸建ての住宅</li> <li>2 前号に掲げる建築物で政令第130条の3で定めるもの</li> <li>3 長屋(3戸以上を除く。)</li> <li>4 共同住宅(3戸以上を除く。)</li> <li>5 集会所(町会・自治会館)</li> <li>6 診療所又は巡査派出所</li> <li>7 前各号の建築物に附属するもの</li> </ol>
<p>市場1丁目 地区地区 整備計画 区域</p>	<p>商業 地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</li> <li>2 自動車教習所</li> <li>3 倉庫業を営む倉庫</li> <li>4 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)</li> <li>5 自動車修理工場</li> <li>6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2</li> </ol>

	<p>条第1項第1号から第3号まで、同条第6項から第11項まで又は同条第13項に規定する営業を営む施設</p> <p>7 建築物の1階を住居の用に供するもの(住居の用に供する部分が、廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)</p> <p>8 原動機を使用する工場で作業場の床面積が50平方メートルを超えるもの</p>
複合地区	<p>1 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場</p> <p>2 自動車教習所</p> <p>3 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)</p> <p>4 自動車修理工場</p> <p>5 計画図(都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。以下この表において同じ。)に示す建築物等の高さの最高限度を45メートルとした範囲に限り、建築物の1階部分のうち、公園(都市公園法(昭和</p>

31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園をいう。)又は計画図に示す多目的スペース1号に面する西側の部分で住居の用に供するもの(住居の用に供する部分が廊下、広間、階段、エレベーターその他これらに類するもののみであるものを除く。)

- |                                 |   |                                   |
|---------------------------------|---|-----------------------------------|
| 中<br>高<br>層<br>住<br>宅<br>地<br>区 | 1 | マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 |
|                                 | 2 | 自動車教習所                            |
|                                 | 3 | 集会場(業として葬儀を行うものに限る。)              |
|                                 | 4 | 自動車修理工場                           |

別表第4 建築物の建蔽率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建蔽率の最高限度
(略)	(略)	(略)
市場1丁目 地区地区 整備計画 区域	複合 地区 中高 層住 宅地 区	10分の5

別表第5 建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)

別表第4 建築物の建蔽率の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の建蔽率の最高限度
(略)	(略)	(略)

別表第5 建築物の敷地面積の最低限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の敷地面積の最低限度
(略)	(略)	(略)

さつき台 地区地区 整備計画 区域		100平方メートル
市場1丁目 地区地区 整備計画 区域	商 業 地区	300平方メートル
	複 合 地区	1,000平方メートル
	中 高 層 住 宅 地 区	

別表第6 壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
(略)	(略)	(略)
さつき台 地区地区 整備計画 区域		<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。</p> <p>1 地階のもの</p> <p>2 物置その他これに類する附属建築物（自動車車庫を除く。）で、高さが3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 附属建築物の自動車車庫で、高さが3メートル以下であ</p>

別表第6 壁面の位置の制限

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	壁面の位置の制限
(略)	(略)	(略)

		るもの
市場1丁目 地区地区 整備計画 区域	商 業 地 区 複 合 地 区 中 高 層 住 宅 地 区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限による距離の限度を超えてはならない。ただし、この距離に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するものについては、適用しない。 1 地階のもの 2 公共用歩廊(階段、昇降機等を含む。) 3 休憩所(開放性のあるものに限る。) 4 駐輪場(開放性のあるものに限る。) 5 交流施設(集会場又は集会所)

別表第7 建築物の高さ等の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さ等の最高限度
(略)	(略)	(略)
さつき台 地区地区 整備計画 区域		1 建築物の高さ 10メートル 2 軒の高さ 7メートル
市場1丁目 地区地区 整備計画 区域	複 合 地 区 中 高 層 住 宅 地 区	建築物の高さは、計画図(都市計画法第14条第1項に規定する計画図をいう。以下この表において同じ。)に示す建築物等の高さの最高限度を超えてはならない。ただし、

別表第7 建築物の高さ等の最高限度

(あ)	(い)	(う)
区域	地区	建築物の高さ等の最高限度
(略)	(略)	(略)

	<p>法第55条第3項に規定する再生可能エネルギー源の利用に資する設備を屋上に設置する場合で、周辺地区に与える影響が少ないと認められる場合においては、その部分の高さは、1.5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。</p>
--	--

附 則

この条例は、令和7年9月1日から施行する。

理 由

船橋都市計画において新たな地区計画の決定に伴い、地区計画の区域内における建築物の敷地、構造及び用途に関する制限を行うため、所要の定めをする必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 議案第12号

### 消防救急デジタル無線設備（移動局）物品供給契約の締結について

消防救急デジタル無線設備（移動局）の購入について、次のとおり物品供給契約を締結する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松 戸 徹

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 消防救急デジタル無線設備（移動局）の購入                                 |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約金額   | 153,529,200円   |
| 4 契約の相手方 | 千葉県千葉市中央区今井1丁目19番12号<br>株式会社テレコム 千葉支店<br>支店長 伊 江 朝 希 |

#### 理 由

消防救急デジタル無線設備（移動局）を購入するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第13号

市道の路線認定について

市道の路線を次のとおり認定する。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松 戸 徹

認定

路線番号	起 点	終 点	路 線 内 訳		備 考
			巾 員 m	延 長 m	
28-074	上山町2丁目 397-1	上山町2丁目 397-5	5.00 5.00	150.55	
62-105	大穴町 633-65	大穴町 633-52	5.51 5.51	107.06	
66-109	二和西6丁目 28-101	二和西6丁目 28-99	6.00 6.00	241.32	
66-110	二和西2丁目 138-45	二和西2丁目 138-40	6.00 6.00	104.04	
合 計				602.97	

理 由

市道の路線認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を得る必要がある。

議案第14号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市市税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

船橋市長 松戸 徹

船橋市市税条例の一部を改正する条例

船橋市市税条例（昭和29年船橋市条例第30号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第34条の4の2 (略)</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。)、第88条(同法第145条の13)において準用する場合を含む。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。))により申告納付すべき法人の市民税にあってはその事業年度開始の日から6箇月の期間の末日)の現況によるものとし、法人が解散し、又は合併した場合における清算中の各事業年度の法人の市民税にあってはその解散又は合併の日の現況による。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。))、当該該当することとなった日その他必要な</p>	<p>(法人税割の課税の特例)</p> <p>第34条の4の2 (略)</p> <p>2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が1億円以下であるかどうかの判定は、各事業年度の終了の日(法第321条の8第1項前段の規定(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。))、第88条(同法第145条の5)において準用する場合を含む。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。))の規定が適用される場合に限る。))により申告納付すべき法人の市民税にあってはその事業年度開始の日から6箇月の期間の末日)の現況によるものとし、法人が解散し、又は合併した場合における清算中の各事業年度の法人の市民税にあってはその解散又は合併の日の現況による。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第36条の2 (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。))、当該該当することとなった日その他必要な</p>

事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 (各号列記以外の部分略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第82条 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(ウ及びオに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

エ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの(ウに掲げるものを除く。)又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

事項を申告させることができる。

(施行規則第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項の規定による補正の方法の申出)

第63条の2 (各号列記以外の部分略)

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下固定資産税について同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下固定資産税について同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

2 (略)

(種別割の税率)

第82条 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円

イ 二輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 二輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ (略)

(2)及び(3) (略)

(種別割の減免)

第89条 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)及び(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力(第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項

第89条 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) (略)

(2) 軽自動車等の所有者等の住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号及び次条において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(3)及び(4) (略)

(5) 原動機の総排気量又は定格出力

(6)～(8) (略)

3 (略)

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項

において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4及び5 (略)

(特別土地保有税の減免)

第132条の3 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同

において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合にはその条件

(6) (略)

3及び4 (略)

(特別土地保有税の減免)

第132条の3 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同

じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第140条 (各号列記以外の部分略)

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

(事業所税額がない者の申告義務)

第154条 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 事業所等において事業を行う者の住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号、第156条及び第158条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事業所等の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

じ。)(法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

3 (略)

(入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告)

第140条 (各号列記以外の部分略)

(1) 住所又は事務所若しくは事業所の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事務所若しくは事業所の所在地及び氏名又は名称)

(2)及び(3) (略)

(事業所税額がない者の申告義務)

第154条 (略)

2 (各号列記以外の部分略)

(1) 事業所等において事業を行う者の住所又は事業所等の所在地、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。)又は法人番号(同法第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号、第156条及び第158条において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は事業所等の所在地及び氏名又は名称)

(2)～(4) (略)

附 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～12 (略)	2～12 (略)
<p>13 市長は、<u>法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。</u></p>	
14及び15 (略)	13及び14 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(軽自動車税に関する経過措置)

2 改正後の第82条の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第15号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

令和7年7月1日提出

船橋市長 松戸 徹

専 決 処 分 書

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例については、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）の施行に伴い、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

船橋市長 松戸 徹

船橋市都市計画税条例の一部を改正する条例

船橋市都市計画税条例（昭和31年船橋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2（略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>3（各号列記以外の部分略）</p> <p>（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第16項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>4～12（略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>13及び14（略）</p> <p>15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項</u>、<u>第37項</u>、<u>第41項</u>若しくは<u>第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1及び2（略） （改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）</p> <p>3（各号列記以外の部分略）</p> <p>（1）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>（2）～（6）（略）</p> <p>4～12（略） （宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）</p> <p>13及び14（略）</p> <p>15 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から<u>第34項</u>まで、<u>第37項</u>、<u>第38項</u>、<u>第42項</u>若しくは<u>第45項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の船橋市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。